

荒尾第四中学校いじめ防止基本方針

～いじめのない明るく元気で楽しい荒尾四中をつくるために～ 平成26年4月

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

(1) いじめの定義

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係にある者から、心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの」である。そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行う。

(2) 基本理念

全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識にたち、全校生徒が「いじめのない明るく元気で楽しい荒尾四中」を合言葉に、保護者や関連機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。

(3) いじめ防止のための基本姿勢

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②生徒一人一人の自己肯定感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、アンケート調査、教育相談等を行う。
- ④いじめの早期解決のために、関係機関や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

- ①教師の人権感覚を磨き、学校総体として人権教育を推進する。
- ②全生徒による人権作文への取組みと、いじめをなくす人権集会を行う。
- ③「荒尾四中『いじめゼロ』へのアクション」を周知する。
- ④全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ⑤命を大切にする心を育むプログラムによる命の学習を推進する。

(2) 生徒一人一人の自己肯定感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

- ①ユニバーサルデザインに基づき「分かりやすい授業」に取り組む。
- ②基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ③教師のコーチングスキルを高め、認め、ほめることにより自己肯定感を高める。
- ④思いやりや感謝の心を育てるため「ありがとうメッセージ」集会を行う。

(3) 子どもの居場所づくり推進テーブルの4つの視点からの取り組みを行う。

- ①視点1 児童生徒同士のつながり 「人間関係」
- ②教職員と児童生徒のつながり 「信頼関係」 （「先生」と「子ども」）
- ③組織体としての教職員同士のつながり 「一致団結」 （「先生」と「先生」）
- ④学校と家庭、地域・関係機関のつながり 「連携・協働」 （「学校」と「家庭、地域」）

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめ調査、教育相談を実施する。

- ①生徒対象いじめアンケート調査（心のアンケート等）
- ②保護者へのいじめチェックリストの配布及びアンケート調査
- ③教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査

(2) いじめ相談体制

- ①心の相談員によるいじめ相談窓口の設置
- ②スクールカウンセラーの活用
- ③関係相談窓口の紹介

(3) いじめの防止等のための対策に関する研修を実施し、職員の資質向上を図る。

(4) インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

(5) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ①いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ②情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじめている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

- ③学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
 - ④いじめられている生徒の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。
- (6) 家庭や地域、関係機関と連携した取組
- ①いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
 - ②学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、いじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 生徒指導部会

構成員：校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当、その他関係者

開催数：週1回

内容等：状況報告や指導についての情報の交換

(2) 支援委員会（不登校対策委員会及び特別支援教育校内委員会）

構成員：校長、教頭、学年主任、特別支援コーディネーター、教育相談担当

不登校担当、その他関係者

開催数：週1回

内容等：状況報告や指導についての情報の交換

(3) いじめ防止対策委員会

構成員：校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、養護教諭

S C、SSW、学校評議員代表、その他（必要と思われる関係者）

開催数：月1回 必要に応じて開催

内容等：いじめ防止に関する措置

(4) 緊急いじめ対策委員会・緊急生徒指導委員会

構成員：校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、その他関係者（外部関係者も含む）

開催数：緊急を要する問題行動が発生したときに開催

内容等：生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合の対応

5 その他（いじめ防止対策推進法より）

(1) 教育委員会や関係機関等との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、躊躇することなく所轄警察署と連携して対応する。また、いじめにより生徒・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告する。

(2) 出席停止制度の適切な運用等

教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(3) 学校及び学校の教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(4) 保護者の責務等

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する生徒がいじめを行うことのないよう、当該生徒に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

保護者は、その保護する生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該生徒をいじめから保護するものとする。

保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。